

# 經濟產業省 説明資料

# 1 工業統計調査（基幹統計調査）の変更

## (1) 実施期日

実施期日（調査の基準となる期日）を従前の「把握対象年の12月31日現在」から「把握対象年の翌年6月1日現在」に変更する。

### (論点)

a 今回の変更による実査及び公表スケジュールへの影響はどのようになっているか。（現行のスケジュールとの比較により、御説明いただきたい。）また、実施期日の変更は、報告者の実状を踏まえたものとなっているか。（報告者にとっても記入しやすい時期となっているのか。）

<回答>（別紙参照）

現在の実査スケジュールにおいて、12月末までの結果を1月に提出するのは難しいといった理由をもとに、提出期限の延長を求める企業は、比較的規模の大きな企業を中心に10,000社程度ございました。実施時期の検討では、こうした意見も踏まえつつ、地方自治体の審査・督促事務等を総合的に判断した結果、6月1日を実施期日とする方針としたところです。

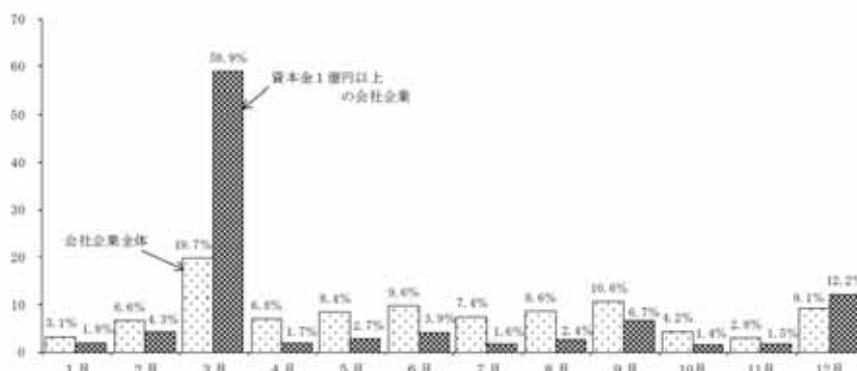
また、実査時期の変更に伴い、公表時期の繰下げが発生しますが、今回予定している集計事項の再編により、集計作業の効率化により、公表時期の遅れを最小限にとどめるよう努めることとしており、利活用の影響も小さいものと考えております（本件の詳細については、集計事項再編の議論の際に整理させていただければと思います）。

なお、企業ベースのデータではございますが、3月決算の企業が多い現状もあり、報告者にとっても記入がよりしやすくなると認識しております（参考下図：平成26年経済センサス-基礎調査（速報）結果）。

### 3月に決算を行っている会社企業は約2割

- 会社企業における決算月別の割合をみると、「3月」に決算を行っている企業が19.7%と最も高い。このうち資本金1億円以上の会社企業についてみると、「3月」に決算を行っている企業は58.9%

会社企業全体及び資本金1億円以上会社企業の決算月別割合



実施時期見直しによる調査準備期間における地方事務への影響

	平成28年度										平成29年度					
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月			
従前	県説明会、 発送、準備等			市・調査員説明会、 実担等			準備調査	調査実施	※ 参考 地方における調査票回収・督促、審査業務							
変更案	県説明会、発送、準備等						市・調査員説明会、実担等			準備調査	調査実施					
(参考) 経済センサス-活動 調査	調査実施															
	地方における調査票回収・督促										市町村における審査			都道府県におけるサマリ審査(速報)		

注 年度またぎによる会計上の制約から、市区町村への用品発送を年度内に終了させる必要があり、スケジュール上、単純な後ろ倒しにはならない。なお、結果として準備期間が長く取れるため、地方自治体の人事異動等に伴う負担感を緩和することが期待される。

実査期日の変更及び集計事項の見直しによる公表スケジュールへの影響

	平成28年度				平成29年度												平成30年度				
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月~
従前	調査実施				審査等期間 (約8か月)								速報公表	確認確定	確認順次公表 (約5か月)						
変更案	調査実施				審査等期間 (約8か月)								速報公表	確認確定	確認順次公表 (約3か月)						
(参考) 従前					注1 SNA 確報				注2 SNA 確々報												
(参考) 変更案					注3 SNA 確報								注4 SNA 確々報								

注1 SNA確報へのデータ提供について、従前は調査対象年の翌年の9月上旬に工業統計速報データを提供していた。  
 注2 SNA確々報へのデータ提供について、従前は調査対象年の翌々の2月上旬に工業統計確報データを提供していた。  
 注3 SNA確報では、センサス-活動調査の実施日変更に伴い、活動調査及び工業統計速報のデータは利用しないこととなった。(推計方法は内閣府が別途検証)  
 注4 SNA確々報では、調査対象年の翌々年8月中旬までの提供を求められているが、確認審査期間の短縮などによりそれ以前の提供が可能。

b 平成30年に商業統計調査の実施が予定されているが、商業統計調査の従前の実施時期（6月1日現在）を踏まえると、本調査と実査が輻輳することが想定される。今回の見直しに伴い、今後実施が予定されている他の大規模統計調査との関係整理について、現在、どのような対応を検討しているか。

<回答>

都道府県からも輻輳に懸念があるとの意見が出されており、大規模調査との輻輳については、基本計画の推進を目的として設置された「産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループ」において、今後議論されることになっておりますが、いずれにしても、工業統計調査と商業統計調査との輻輳については、本年上期の経済産業省主催の会議等において負担軽減方策について検討する旨を都道府県に伝えるなど、可能な限り事務負担軽減となるような両調査の実施のあり方を検討しているところです。

## (2) 調査事項 - 1

調査事項の検討にあたっては、報告者及び利用者に対して、別添のようなWeb調査及びヒアリングを実施したところです。

出荷額等に係る消費税の取扱いについて、従前「税込みに統一した記入」として報告を求めていたものを「原則税込み記入」に変更する。

### (論点)

a 現行の「税込みに統一した記入」について、報告者からどのような指摘があるか。

<回答>

別添の結果として、本事項については以下のとおりとなっております。

#### (1) Web調査結果

報告者にWebにてアンケートを行った結果(1,730事業所、うち工業統計の調査票に回答等をした経験のある回答者は1,537事業所)は、以下のとおりです。

① 消費税の税込み額と税抜き額の記入のしやすさは「税抜き額」が7割超でした。

消費税の取扱いについて望ましい記入方法(大企業、中小企業別)

	税込み額	税抜き額	項目により異なる	計	構成比(%)			
					税込み額	税抜き額	項目により異なる	計
大企業である	13	192	27	232	5.6	82.8	11.6	100.0
中小企業である	187	903	194	1,284	14.6	70.3	15.1	100.0
その他	7	13	1	21	33.3	61.9	4.8	100.0
計	207	1,108	222	1,537	13.5	72.1	14.4	100.0

注：大企業、中小企業の別については、中小企業基本法に基づく定義で、自計式による。

②フリー回答では、以下のようなものがありました。

- ・平成26年は年途中で消費税率が変更となり、税込額算出に時間を要した。全て税抜きで回答可として欲しい。(大企業・中小企業)
- ・決算ベースで回答できる調査内容にしてもらいたい。(中小企業)
- ・品目別に軽減税率が導入された場合には、その状況を踏まえて、税抜き、税込み記入への対応を検討するしかない。(中小企業)

#### (2) 調査報告者へのヒアリング結果

報告者48企業(大企業31、中小企業17)にヒアリングを行った結果、32企業(大企業23、中小企業9)が税抜きでの経理を行っていました。

### 消費税に関する主なヒアリング結果

- 非課税売上分を把握し、それ以外について、税率を乗じて、税込金額を求めている。このため、税抜き把握のほうがよい。（大企業）
- 税抜きの経理を行っており、税込みの記入は困難である。（中小企業）

#### (3) その他

研究会委員からの指摘として、経済センサス-活動調査においては、金額の記入を税込みか、税抜きかで選択することとしている一方で、中間年に実施する工業統計調査においては税込み記入とすることに対し、調査年によって記入方法が異なることにより、報告者の負担となるという意見がありました。また、省内からは、同様の調査事項でありながら異なる評価額を求められた場合、誤記入が懸念されるという意見もありました。

**b 税込み記入か税抜き記入かを明示する項目の新設等、「原則税込み記入」とすることに伴ってなされる調査票の変更は合理的なものか。**

#### <回答>

今回の変更は、経済センサス - 活動調査の調査票にあわせるものであり、本調査が経済センサス - 活動調査の中間年に実施することを踏まえると合理的なものと考えます。

**c 消費税ガイドラインを踏まえ、集計過程において、どのような対応を行うのか。また、税抜き記入された調査票の税込み補正により集計作業が増加するが、公表のスケジュールへの影響はないか。**

#### <回答>

消費税ガイドラインを踏まえ、金額を税抜きで回答してきた事業所については税込みに補正した上で、集計を行うこととします。なお、集計作業等については機械的に対応するよう検討しているところであり、現状、税込み補正を実施することによる公表スケジュールの遅延等はないと考えます。

(3) 調査事項 - 2

従業者数を把握する調査事項における労働者区分について、下表のとおり、事項の名称及び定義並びに調査票上の記載を変更する。

	現行	変更案
名称・定義	〔名称〕 常用労働者のうち雇用者 〔定義〕 期間を定めずに、若しくは1か月を超える期間を定めて雇用している人又は前2か月間でそれぞれ18日以上雇用している人	〔名称〕 常用雇用者 〔定義〕 期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人
	〔名称〕 臨時雇用者 〔定義〕 1か月以内の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人	〔名称〕 臨時雇用者 〔定義〕 1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人
記載	〔「常用労働者のうち雇用者」の区分〕 ・正社員、正職員等 ・パート・アルバイト等	〔「常用雇用者」の区分〕 ・正社員、正職員としている者 ・それ以外（パート・アルバイト等）

(論点)

a 名称・定義等を変更することに伴い、過去データとの時系列比較の観点で、利活用上の支障はないか。(当該変更に関する十分な周知・説明を計画しているのか。)

<回答>

この変更の前提となった「統計調査における労働者の区分に関するガイドライン」の検討過程において、定義変更に伴う数値の変動についても検証され、厚生労働省が常用労働者と臨時労働者の区分変更に係る影響を試算したところ、常用労働者数の変動は全労働者の1%弱であるという結果が「平成26年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（第Ⅱ期基本計画関連分）」に示されています。したがって、本調査においても、大きな断層は生じないと想定しているところです。公表に当たっては、利用者に対しては統計表の「利用上の注意」にガイドラインに沿った説明を記述することとしています。

また、正確な記載が得られるよう調査の実施に当たっては「記入の仕方」に定義が変更されていることについて、明確に表示することとしています。

**b 経済センサス - 活動調査とは、「出向・派遣受入者数」の把握範囲に相違が見られるが、どのような整理としているのか。**

<回答>

「出向・派遣受入者数」については、工業統計調査では活動調査が始まる前から、1ヶ月以上事業所で使用する労働者として把握しています。

これは、労働生産性を把握する観点から、その従業者の概念は雇用ベースではなく、実際に事業所で経常的に働いている従業者ベースで把握していることによります。

一方、活動調査は事業所において生産活動に従事している者の全数を全産業横断的に把握することを目的としており、その点で相違がございます。

他方、産業関連統計検討ワーキンググループにおいて、平成26年度統計法施行状況報告に関する審議結果を受け、「間接雇用の把握の在り方」について平成27年度末に向けて検討がされているところです。将来的には、調査事項の総量抑制の観点も含めこれらの結論を踏まえて本件について検討をしてみたいです。

なお、24年活動調査前後の当該事項に係る数値の推移については、以下のとおりとなっております。

**【表】男女別出向・派遣受入者数の推移**

(単位：人)

年次	男	女	
2009	288,222 ( 3.7% )	139,973 ( 1.8% )	工業統計調査
2010	300,528 ( 3.9% )	136,497 ( 1.8% )	工業統計調査
2011	317,500 ( 4.2% )	128,325 ( 1.7% )	経済センサス - 活動調査
2012	288,279 ( 3.9% )	125,248 ( 1.7% )	工業統計調査
2013	301,481 ( 4.1% )	131,099 ( 1.8% )	工業統計調査

注：実数値の横に記載している割合は、従業者数計に占める当該事項の割合

(4) 調査事項 - 3

各調査事項について、以下の削除理由を踏まえ、報告者負担軽減の観点から削除する。

No.	調査事項	削除理由
①	臨時雇用者男女別内訳	報告者における臨時雇用者の男女別把握が困難であること及び製造業における本項目の実績値が小さいため
②	常用労働者毎月末現在数の合計	従前、12月31日を調査期日にしてきたことから、従業者数の平均的な規模を把握するために採用していたが、調査期日の変更されることにより必要性が低下したため
③	リース契約による契約額及び支払額	報告者（リース使用者）における記入が困難であるため
④	製造品の在庫額等 品目別製造品在庫額（数量、金額）	報告者における本項目の記入が困難であること及び未記入率が高いため
⑤	酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額（年間）	従前、付加価値の算出のために把握していたが、税務統計を活用した推計で代替可能であるため
⑥	工業用地及び用水の一部	利用ニーズが低下している項目については、行政記録等で一定程度の代替が可能であるため

(論点)

【横断的事項】

a 今回削除を予定している調査事項は、どのような判断基準（報告者負担、利活用ニーズ等の観点）で削除することになったのか。

<回答>

調査事項の削除の検討にあたっては、別添の Web 調査等を実施し、報告者負担、利活用ニーズ等を確認したところ。こうした結果も踏まえ、真に利用ニーズがある事項については、大きな負担があったとしてもこれを調査事項として残し、利活用ニーズが低下した事項を中心に、報告者負担軽減を目的として、調査事項の削除を判断しました（個別には次表参照）。

【参考】平成26年Web調査（別添）結果より

工業統計調査の調査票の記入の難しさについて

	件数	構成比(%)
特に、難しい	168	10.9
難しい	570	37.1
特に、難しくはない	528	34.4
他の統計調査と比較できない	271	17.6
計	1,537	100.0

記入が難しい理由について（「特に、難しい」と「難しい」の回答の場合）  
（複数回答）

	件数	構成比(%)
事業所単位に把握していない事項を報告するため	392	53.1
社内の把握の分類等と異なるため	460	62.3
その他(具体的に:	163	22.1

工業統計調査の調査票の記入の負担の程度について

	件数	構成比(%)
特に、負担がかかる	286	18.6
負担がかかる	815	53.0
特に、負担はない	264	17.2
他の統計調査と比較できない	172	11.2
計	1537	100.0

記入に負担がかかる理由（「特に、負担がかかる」と「負担がかかる」の回答の場合）  
（複数回答）

	件数	構成比(%)
様々な部署から、必要な数値を得る必要があるため	557	50.6
社内の集計、分類方法と異なるため	628	57.0
生産している品目数が多いため	185	16.8
自社の決算の期間と報告期間が異なるため	576	52.3
その他(具体的に:	141	12.8

表 調査事項別の廃止、新規、存続の別の判断基準等

注：「判断基準等」欄は、以下の区分に沿って印を付している。

【利活用】△：ニーズが低い調査事項（△‘：男女別集計のニーズが低い事項）

【報告者負担】○：記入が困難な調査事項、△：Web調査等で負担が大きいとされた事項

【他要因】○：上記以外の要因がある調査事項（詳細は各論にて説明）

現行調査	平成 29年 調査	判断基準等	利活用 ニーズ	報告者 負担	他要因 有
従業者数					
個人事業主及び無給家族従業者	存続	事業所の基礎的情報として利活用ニーズがある。	△‘		
正社員・正職員等	存続		△‘		
パート・アルバイト等	存続	事業所の基礎的情報として利活用ニーズがある。	△‘	△	
出向・派遣受入者	存続		△‘	△	
計	存続	事業所の基礎的情報として利活用ニーズがある。	△‘		
臨時雇用者	変更	臨時雇用者について、人数が少ないこと、男女別の把握を行っていない事業所があることから、報告者負担の軽減のため臨時雇用者数の男女別を廃止し、計のみにする。	△‘	△	
常用労働者毎月末現在数の合計	廃止	従業者の把握時点が12月末日から6月1日に変更。報告者負担が大きく、利用ニーズも高くないため。	△	△	○
現金給与総額	存続	記入が困難なものの、SNA、IOをはじめとした利活用ニーズがあるため。		○	
消費税の税込み記入・税抜き記入の別	新規	報告者からの税抜き記入を許容して欲しいという意見への対処や、他統計との一致性などによる報告者負担の軽減を図るため。		△	
原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額	存続	記入が困難なものの、付加価値額算出に用いる他、SNA、IOをはじめとした利活用ニーズがあるため。		○	

有形固定資産	存続	報告者は事業所別に把握することが難しいものの、付加価値額算出に用いる事項がある他、SNA、IOをはじめとした利活用ニーズがあるため。		○	
リース契約による契約額及び支払額	廃止	報告者は事業所別に把握することが難しい。なお、リースに関連する会計制度が変更になり、ファイナンスリースについては通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととなり、有形固定資産の事項で把握することとなったことから、当該事項への記入額が大幅に減少した。		○	○
製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額	存続	棚卸等を行う時期でなければ、適切な把握が難しいものの、付加価値額、生産額の算出に用いる他、SNA、IOをはじめとした利活用ニーズがあるため。		○	
製造品の出荷額、在庫額等（単位：万円）					
品目別製造品出荷額(年間)	存続	報告者にとって品目別に把握することが困難なものの、付加価値額や生産額の算出に用いるため。また、SNA、IOをはじめとした利活用ニーズがあるため。		○	
品目別製造品在庫額(年末現在)	廃止	報告者にとって品目別に把握することが困難であり、かつ、品目別の在庫額は、棚卸等を行う時期でなければ、適切な在庫額の把握が難しい。なお、記入状況が悪く、公表結果でも秘匿が多い。		○	○
加工賃収入額(年間)	存続	報告者にとって品目別に把握することが困難なものの、付加価値額や生産額の算出に用いるため。また、SNA、IOをはじめとした利活用ニーズがあるため。		○	
その他収入額(年間)	存続	報告者にとって品目別に把握することが困難なものの、付加価値額や生産額の算出に用いるため。また、SNA、IOをはじめとした利活用ニーズがあるため。		○	

酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額	廃止	該当する品目別製造品出荷額と直接輸出額の割合(年間)から、推計が可能。なお、報告者の負担軽減を考慮して削減。		△	○
製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合(年間)	存続	消費税額の推計を行うために利用することから必要			
主要原材料名	存続	主要な品目が限定できない事業所にとって、または企業秘密を書くことは負担が大きい。業種格付けを行うために利用することから必要。		△	
作業工程	存続			△	
工業用地及び工業用水					
敷地面積	存続	毎年の変化は小さいものの、施策ニーズがあるため。			
建築面積	廃止	毎年の変化は小さく利用ニーズが低いため。	△		
延べ建築面積	廃止		△		
1日当り水源別用水量	公共水道(工業用水道、上水道)	存続	使用量としての記入が難しいものの、施策ニーズがあるため。		○
	井戸水	存続			○
	その他の淡水	存続			○
	回収水	廃止	利用ニーズが低いため。計測していないなど、使用量の記入が難しいため。	△	○
	合計	廃止	利用ニーズが低いため。	△	○
	海水	廃止	利用ニーズが低いため。計測していないなど、使用量の記入が難しいため。	△	○
1日当り用途別用水量	廃止	利用ニーズが低いため。用途別に計測していないなど、使用量の記入が難しいため。	△	○	

**b 各調査事項の論点を踏まえ、今回の検討状況を今後の経済センサス - 活動調査にどのように反映するのか。(同センサスとの役割分担といった観点から、現状の整理を御説明いただきたい。)**

<回答>

今回はあくまでも工業統計調査の見直しを目的に検討したものであり、経済センサス-活動調査の製造業調査票にもこの知見は活用できると考えているものの、同センサスが、全産業を網羅的に把握する調査であることや、IIPやIO表の基準年での調査であることを鑑みると、現時点で同センサスの調査事項の在り方までは結論が出せるものではなく、最終的に総務省とも協議し、検討していくこととしたい。

(論点)

【各調査事項】

① 臨時雇用者男女別内訳

a 臨時雇用者の男女別の人数及び雇用者全体に占める割合は、過去5回の調査でどのように推移しているか。

<回答>

回答については以下のとおりです。

なお、「(3) 調査事項 - 2」にもありますが、ガイドラインにて定められた臨時雇用者の定義は「1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人」であり、パート・アルバイトであっても1か月以上の期間で雇用されていれば、常用雇用者に含まれることになります。

すなわち、当該項目はいわゆる「非正規労働者」と一致するわけではなく、あくまでも一部分にすぎません。

【表】 臨時雇用者の男女別等の従業者数の推移

(単位：人)

年次	男	女	
2009	50,075 ( 0.64% )	39,721 ( 0.51% )	工業統計調査
2010	52,112 ( 0.67% )	38,386 ( 0.50% )	工業統計調査
2011	79,706 ( 1.04% )	76,795 ( 1.01% )	経済センサス-活動調査
2012	55,320 ( 0.74% )	44,623 ( 0.59% )	工業統計調査
2013	54,514 ( 0.73% )	37,572 ( 0.50% )	工業統計調査

注：実数値の横に記載している割合は、臨時雇用者数を含めた従業者数に占める当該事項の割合

b 本調査事項について、報告者からどのような指摘があるか。また、過去の記入状況はどのようなものか。

<回答>

web調査（1,730事業所、うち工業統計の調査票に回答等をした経験のある回答者は1,537事業所、従業者数（雇用形態別）について記入が困難であると回答した事業所は87事業所）のうち、臨時雇用者とその男女比について記入が困難とする理由についてみると、「男女別の管理をしていない」が40.2%、「月や日単位での出入りが多い」が23.0%でした。

報告者や有識者から「工場内の従業者について男女別の集計を行っていない」、「必要性がないため男女別の管理をしていない」、「月や日単位での出入りが多い」ため男女別に数字を計上することは負担が重いといった指摘がありました。

臨時雇用者とその男女比についての記入が困難とする理由（複数回答）

	件数	構成比(%)
男女別の管理をしていない	35	40.2
事業所でのみ管理し、本社に報告されない	2	2.3
部署ごとの管理で、事業所で集計していない	6	6.9
本社が一括管理している	15	17.2
月や日単位での出入りが多い	20	23.0
その他(具体的に:	10	11.5

注: 従業者数(雇用形態別)の記入が困難あるいは負担感が高いとした87事業所のうち、困難とする理由の事業所数とその構成比。

c 今回の変更に伴い、製造業における男女別の正規・非正規の割合の経年比較が困難となるが、政府部内等の利活用ニーズに照らし、問題ないのか。

<回答>

臨時雇用者の男女別に関しては、二次利用や資料請求、分析結果のフィードバックなどもなく、問題はないと考えます。なお、平成25年工業統計における臨時雇用者は非正規雇用者（パート・アルバイト等+出向・派遣受入者数+臨時雇用者）の4.6%であり、割合は小さいものとなっています。また、5年ごとの経年比較という意味では経済センサス-活動調査で見ることが可能です。

(論点)

② 常用労働者毎月末現在数の合計

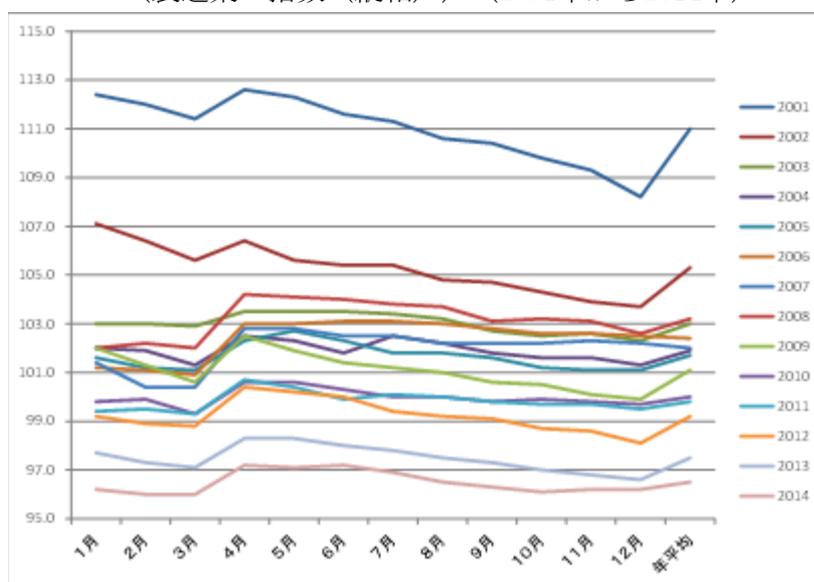
a 本調査事項を設けていた理由を再確認したい。

<回答>

本調査事項は1人当たりの生産性を求めるために設けていた事項です。

工業統計調査の従前の実施期日である12月31日は下表のとおり、従業者数の結果に特殊性のある期日であり、通年の平均的な数値を把握することは困難です。そこで、12月31日現在で得られたデータを補正する情報として、本事項から毎月末現在の平均を求めていました。

月別、年平均の比較  
(製造業 指数 (縦軸)) (2001年から2014年)



出典：厚生労働省 毎月勤労統計調査

b 本調査事項を削除することにより、今後、調査結果の利活用の面で支障は生じないか。

<回答>

従前から、本調査事項単体での利用ニーズはなく、今回の変更により、本調査の実施期日が6月1日になり、通年の平均的な数値が直接把握できることとなるため、削除に問題はないと考えます。

(論点)

③ リース契約による契約額及び支払額

a 本調査事項を設けていた理由を再確認したい。

<回答>

本調査事項は、「統計行政の新中・長期構想」(平成7年3月10日統計審議会諮問第242号答申)において「企業の有形固定資産の把握への取組が課題である」とされ、「生産施設・設備等のリースレンタル化の進行などの変化がみられる状況を踏まえ、所有者よりも使用者に、簿価よりも時価に着目すべきであり、究極的にはストックの原材料が把握されることが望まれる」と指摘されたことを受け、ストック統計を把握する上で、既存の有形固定資産関連事項では把握できていないリース額(すなわち、所有権移転外リースのうち、売買として経理処理されていない額)を補完する形で、平成11年から調査を開始したものであり、当初からリース額の全体像をとらえようとした調査事項ではありません。

b 本調査で実態の把握が困難となっている背景事情としてどのようなものがあるか。

<回答>

平成19年に会計基準等が変更され、所有権移転外ファイナンスリースについて、大企業及び中小企業の多くは売買処理として経理処理されることになり、有形固定資産に関する事項において把握されることとなり、現状、本調査事項の記載の対象となる事業所はリースを売買処理として経理処理していない一部の企業となりました。

こういった状況を踏まえ、本調査事項の在り方を検討してきたところですが、企業の経理部門の集約化が進んだことにより、リースの一括調達がされ、事業所ごとの記入が困難であるといったことや、中小企業は経費として他のものもまとめて計上することも多く、リースとして把握できず記入が困難であるといったことが報告者から指摘されるようになり、かつ、報告される金額もピーク時の半分以下になるなど減少傾向であることから、今回削除を申請しました。

c 本調査事項について、報告者からどのような指摘があるか。また、過去の記入状況はどのようなものか。

<回答>

報告者からはリースは本社で契約し支払いは本社で管理している、他工場と一括処理しているという指摘がありました。

リース契約額及び支払額事項の記入事業所数及び記入額

	30人以上 (甲)個票数	リース契約額 に記載がある 個票数	リース支払額 に記載がある 個票数	リース契約額 または リース支払額 に記載がある 個票数	リース契約による 契約額及び支払額	
					契約額 (百万円)	支払額 (百万円)
平成19年	47,682	41,635	40,801	44,246	1,107,398	1,429,433
平成20年	46,455	29,538	37,176	37,629	928,182	1,318,892
平成25年	43,459	13,798	32,060	32,079	426,529	725,622

d 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）において、ファイナンスリースについての指摘があるが、今回の変更により取組に影響はないか。

<回答>

ファイナンスリースについての統計整備が必要であれば、製造業のみだけではなく、全産業網羅的な把握が必要と考えられること、また、リースサービスの利用者サイドからではなく、供給サイドからの調査の可能性が考えられることから、別途検討すべき事項かと考えます。

e 本調査事項を削除することにより、今後、調査結果の利活用の面で支障は生じないか。

<回答>

当該結果を利用した実績は見当たりませんでした。

(論点)

④ 製造品の在庫額等 品目別製造品在庫額 (数量、金額)

a 本調査事項を設けていた理由を再確認したい。

<回答>

当初は「製造品出荷額」ではなく、「品目別生産額」を調査しており、「品目別生産額」と「品目別在庫額」を並べて調査していました。昭和25年より、「品目別製造品出荷額」を調査することで、「品目別生産額」と、「品目別在庫額」は廃止しています。

しかしながら、昭和29年に、在庫を調査することにより、在庫投資を知るとともに、出荷額と併せて生産額の計算を可能にすることを目的として「製造品の在庫額計」の年初、年末とあわせて「品目別製造品在庫額」を調査事項としています。その後、在庫額に製造品の「半製品及び仕掛品計」を追加しています。

b 本調査で実態の把握が困難となっている背景事情としてどのようなものがあるか。

<回答>

当該調査事項は製造品の品目別出荷額に対応して品目別在庫数量と金額を調べるものですが、web調査 (1,730事業所、うち工業統計の調査票に回答等をした経験のある回答者は1,537事業所、品目別製造品在庫額について記入が困難であると回答した事業所は516事業所)のうち、「帳簿上の品目別の管理項目と工業統計調査の品目が異なる」と回答した事業所が16.5%となっており、事業所にとっては品目毎の数量、金額の把握をすることが困難となっています。

c 本調査事項について、報告者からどのような指摘があるか。また、過去の記入状況はどのようなものか。

<回答>

事業所に行ったヒアリングでは、「出荷額は何とか対処可能だが、在庫額については品目の種類区分ごとに細かく数字を押さえることが困難である」、「必要なデータを持ってきて、内訳別に加工し、記入しなければならないので大きな負担である」という指摘がありました。

品目別製造品在庫額に困難・問題等のある理由について (複数回答)

	件数	構成比 (%)
帳簿上の品目別の管理項目と異なる	85	16.5
在庫は棚卸が終わらないと数値を出せない	169	32.8
最終製品ではないため、価格換算ができない	62	12.0
転売品を含めた品目管理しかしていない	13	2.5
工場別の管理をしていない	94	18.2
数量については管理していない	39	7.6

d 本調査事項は、国民経済計算や産業連関表における推計の基礎資料として利用されているものと想定されるが、これらの作成担当部局との調整はどのようになっているか。本調査事項の廃止に伴う代替措置は予定されているのか。

<回答>

国民経済計算及び産業連関表の作成部局にも意見照会したところ、双方とも廃止してよいという回答がなされています。

このうち、国民経済計算については、そもそも当該事項を基礎資料として使用していないとのことでした。

一方、産業連関表については、現状、次のような「品目別在庫純増の推計資料」として当該事項を用いて作成しております。

まず、産業連関表は経済センサス - 活動調査（以下、活動調査）の対象年次にあわせて作成されておりますが、活動調査では、品目別の在庫額について年末時点のものしか把握されていないため、

「（活動調査から得られる品目別年末在庫額）－（前年の工業統計調査から得られる品目別年末在庫額）」（※ 30人以上の事業所のデータ）により、当該推計資料を得る方法がとられています。

よって、今回の変更で、この推計手法では、当該推計資料が得られなくなりますが、別途、半製品仕掛品在庫純増を推計する際の手法である「製造品」の年初、年末と「品目別製造品出荷額」を用いて推計する手法が代替案として想定されます。試行的に平成23年の品目別在庫額について、実際に調査票に記入された値と、（「製造品年末在庫」×（「品目別製造品出荷額」／「製造品出荷額合計」）で推計した値を比較したところ、近似する値（平均誤差3%、産業連関表で用いる細分類ベース）が得られました。

したがって、今回の変更により、品目別在庫額のデータが削除されたとしても、基本的に支障がないと判断しているところです。